

事 務 連 絡

平成27年3月26日

江戸川区内に所在する居宅介護事業所

江戸川区障害者移動支援事業所

代 表 者 様

江戸川区障害者福祉課

江戸川保健所保健予防課

平成26年度 江戸川区 居宅介護事業所、移動支援事業所 集団指導研修会 の質問票
に対する回答について

日頃より、江戸川区の障害者福祉にご理解とご協力いただきありがとうございます。
標記の件に関して、別紙のとおり回答いたします。

つきましては、内容を熟読の上、貴事業所における業務に反映していただきますよう
お願い申し上げます。

[担当]

江戸川区福祉部障害者福祉課事業者係

電話 03 - 5662 - 0712(直通)

FAX 03 - 5662 - 0760

質問 1

重要事項説明書や利用契約書の内容を変更した場合、すでに利用者に渡している書類は差し替えたほうがよいか。それとも、再作成や訂正をしたほうがよいか。

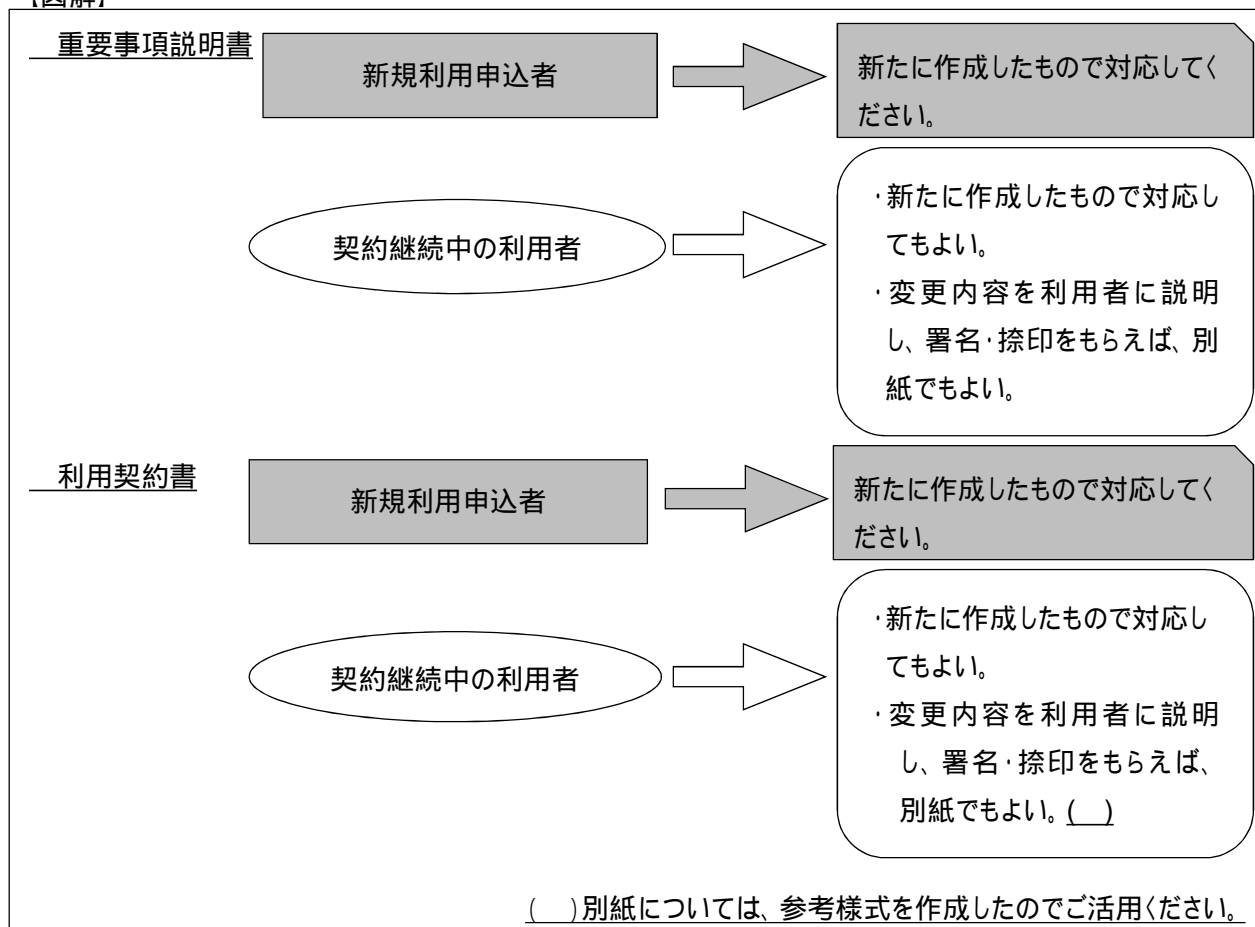
回答

重要事項説明書は、新規に契約を結ぶ利用申込者が、契約を締結するか否かを判断するためのものです。よって、内容の変更があるたびに新たなものを作成し、新規利用申込者に説明を行ってください。ただし、契約継続中の利用者に関しては、トラブル防止のために新規作成したものか、もしくは、別紙にて変更箇所の説明を行い、署名・捺印をもらったうえで**保管してください**。

利用契約書は、合意内容の明確化や紛争防止のためのものです。よって、内容の変更があるたびに、重要事項説明書と同様、新たなものを作成し、新規利用申込者に対応してください。ただし、契約継続中の利用者に関しては、トラブル防止のために新規作成したものか、もしくは、別紙にて変更箇所の説明を行い、利用者に署名・捺印をもらったうえで**保管してください**。

変更前のものについても、重要事項説明書及び利用契約書は処分せず、**5年間保管**してください。

【図解】



質問 2

障害福祉サービスと介護保険サービスの併用が認められる場合、ケアプランの他にサービス等利用計画書が必要となるか。

回答

介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画または、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、区がサービス等利用計画書の作成が必要と認める場合に求めるものとします。

【江戸川区 相談支援事業の手引き】P 2 対象者より引用

質問 3

65歳未満でケアマネージャーがケアプランを作成している場合でも、居宅サービスを利用する際、相談支援専門員を利用するのか。

回答

質問2の回答と同様、基本はケアプラン作成時に障害福祉サービスを盛り込みます。ただし、区がサービス等利用計画書の作成を必要と認める場合はこの限りではありません。

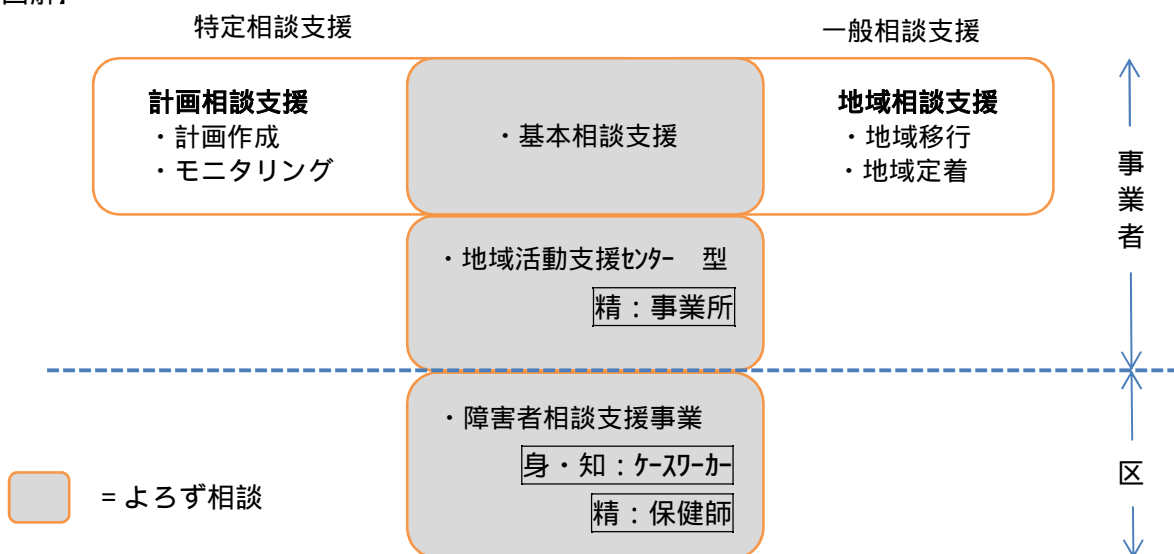
質問 4

計画相談支援と区の相談支援の区別を教えてください。

回答

以下の図解を参考にしてください。

【図解】



「特定相談支援事業」とは

基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

「一般相談支援事業」とは

基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいう。

「計画相談支援」とは

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。

「地域相談支援」とは

地域移行支援及び地域定着支援をいう。

「基本相談支援」とは

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

地域活動支援事業における市町村「障害者相談支援事業」とは

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるもの（成年後見制度）を除く。）

【江戸川区 相談支援事業の手引き】P 76、77 相談支援の全体像より引用

質問 5

平成 27 年度以降、既存の居宅介護サービス利用者について、サービス等利用計画書は誰が作成するのか。

回答

平成 27 年 3 月 31 日をもって経過措置期間が終了することに伴い、全ての利用者について、支給要否決定にあたってサービス等利用計画書の提出を求めることとなります。

江戸川区では、相談支援事業所の体制整備方策として、事業所開設の働きかけや効率化のための助言といった取組みを積極的に行ってきましたが、依然事業所は大きく不足しています。

そこで、江戸川区においては、以下のとおり計画相談を導入するものとします。

優先順位

- (1) 新規利用者 + 区が計画相談を特に必要と認める方 ()
(民間事業所へ依頼。ただし、 について事業所の現員で応じられない場合は区職員が適切にフォローする。)
- (2) 区立施設の利用者
(区立相談支援事業所等が担当)
- (3) 上記以外の者
(「 相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案 」 の提出を求める。同計画案作成にあたっては、必要に応じて区職員が適切にフォローする。)

平成 27 年 2 月 9 日 江戸川区 計画相談支援事業所 連絡会
【資料 1 平成 27 年度 江戸川区計画相談 基本方針】引用

質問 6

新規の障害福祉サービス利用者の問い合わせについて、相談支援事業所に誘導してよいか。

回答

相談支援事業所ではなく、各担当係が対応しますので、区にお問い合わせください。

- ・ 身体障害者の方 身体障害者相談係 TEL 03(5662)0052
- ・ 知的障害者の方 愛の手帳相談係 TEL 03(5662)0053
- ・ 精神障害者の方 各健康サポートセンター
 - ・ 中央健康サポートセンター TEL 03(5661)2467
 - ・ 小岩健康サポートセンター TEL 03(3658)3171
 - ・ 東部健康サポートセンター TEL 03(3678)6441
 - ・ 清新町健康サポートセンター TEL 03(3878)1221
 - ・ 葛西健康サポートセンター TEL 03(3688)0154
 - ・ 鹿骨健康サポートセンター TEL 03(3678)8711
 - ・ 小松川健康サポートセンター TEL 03(3683)5531
 - ・ なぎさ健康サポートセンター TEL 03(5675)2515

質問 7

他の区市町村で相談支援事業を展開しているが、江戸川区民のサービス等利用計画書を作成することは可能か。

回答

可能ですが、事業所が所在している区市町村の住民を担当することが基本です。